

## 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等について

平成26年2月19日

国土交通省

国土交通省の補助金等<sup>(注1)</sup>により取得し、又は効用の増加した施設について、当該補助金等の交付の目的に反して使用等する場合には、原則として国土交通大臣の事前承認<sup>(注2)</sup>が必要とされているところです。

ただし、太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者等が自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置し、又は再生可能エネルギーの発電設備の設置のために第三者に有償で施設の一部の貸付（屋根貸し等）を行う場合において、次の事項全てに該当する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第22条の補助金等の交付の目的に反しないことから、国土交通大臣の事前承認は必要ありません。

- 再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、当該補助金等の交付目的を妨げないこと。

(例) 施設の屋上に太陽光発電施設を設置するもので、その設置により本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない場合

- 再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、施設の財産的価値を減じるものでないこと。

(例) 施設の耐久性・耐震性に悪影響を与えない場合や通常の維持管理業務に支障を及ぼさない場合

- 再生可能エネルギーの発電設備の設置等により、施設の機能を損なうものでないこと。

(例) 施設の利用形態及び運用方法、利用者等の安全に影響を与えない場合

詳しくは各補助事業等の担当部局にご照会ください。

(注1) 法第2条第1項の「補助金等」をいう。

(注2) 法第22条の「承認」をいう。